

# 過酷な 奨学金

# 返済できず自己破産 半分近くが親や親せきが保証人 過去5年間で延べ1万5000人

朝日新聞12日付1面トップで「奨学金破産延べ1.5万人。過去5年で半数が親・親戚」の衝撃的な記事を掲載しています。

それによると、日本学生支援機構など「国の奨学金を返せず自己破産するケースが、借りた本人だけでなく親族にも広がっている。過去5年間の自己破産は延べ1万5000人」。半分近くが親や親せきです。

4年制大学の場合、卒業後の返済額は300万から400万円、大学院などの卒業後には700万円程度に膨らんでいます。

日本の奨学金は世界各国の制度から見ると特殊で、給付制の奨学金はほとんどなく、利子がつくのが大半です。世界の奨学金の主流は、貸与型ではなく給付型です。

## 給付制奨学金の拡充を

日本政府は来年度から給付型奨学金を増やしますが、わずかに2万人分だけ。高校などの推薦が必要です。高校当たりわずか数名の推薦枠で、所得が低く、成績優秀の生徒を選抜するのは至難の業です。高校から悲鳴が出ています。

## 未払い残業代

## 支払い次つぎと

日本共産党市議団への相談で、勤務先で月80時間残業しても1万円しか残業代が支給されていないケースがありました。労基署や弁護士と連携して未払い残業代100万円を払わせることができました。

### 弁護士、労基署との相談が決め手

そのことが職場で話題になり、働いていた人たちが同じように声をあげて、6人に未払い残業代を支払わせることができました。

過労死に追い込むような「ブラックな働き方」にノーの声をあげて、若者が希望をもって働ける社会をつくりましょう。困ったことがあれば、ぜひご相談を。

声をあげれば  
変えられる

## くらしの相談会

2月24日（土）18～20時  
生涯学習センター会議室1  
相談希望者は市議団にご連絡を  
↓075（983）2005  
相談は無料です。

## 憲法を 考える シリーズ⑥

憲法では第2章に「戦争の放棄」があり、第9条で「武力を行使しない」「戦力を持たない」と決めています。第3章は国民の権利、義務をうたっています。

他国の憲法や基本法では国

## 「戦争放棄」 平和を重視

民の権利・義務、国の組織の順で定めるのが一般的です。

日本の憲法が、人権規定の前に平和を独立して位置づけるのは、20世紀前半の各地への侵略という反省の上に成り立っているからです。